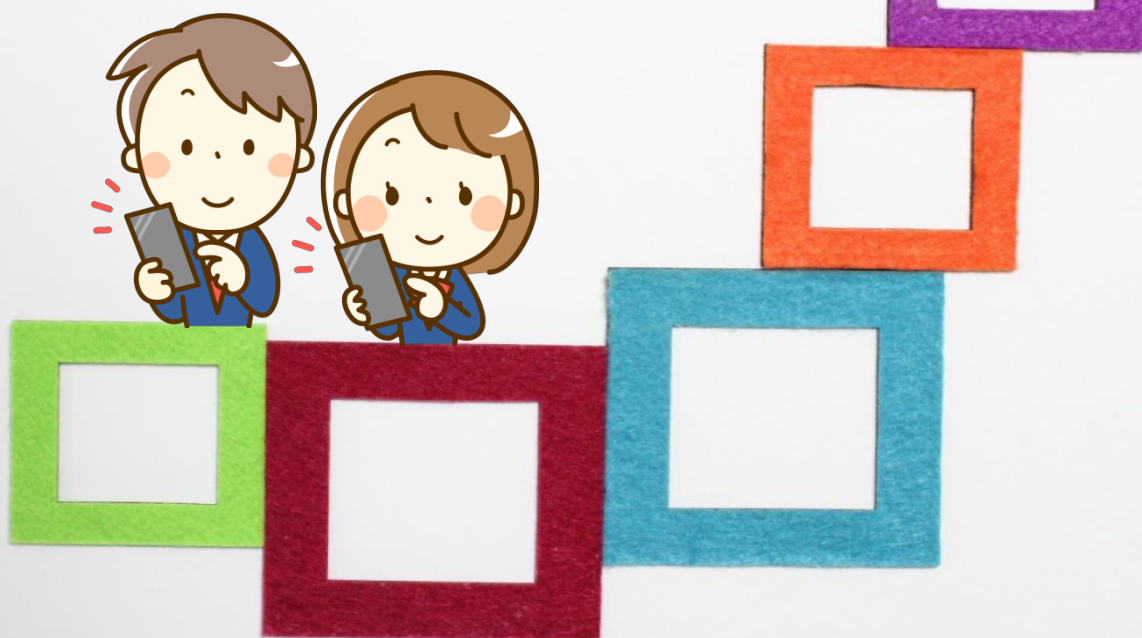




写真をSNSにアップしてもいいですか？ 授業教材パック

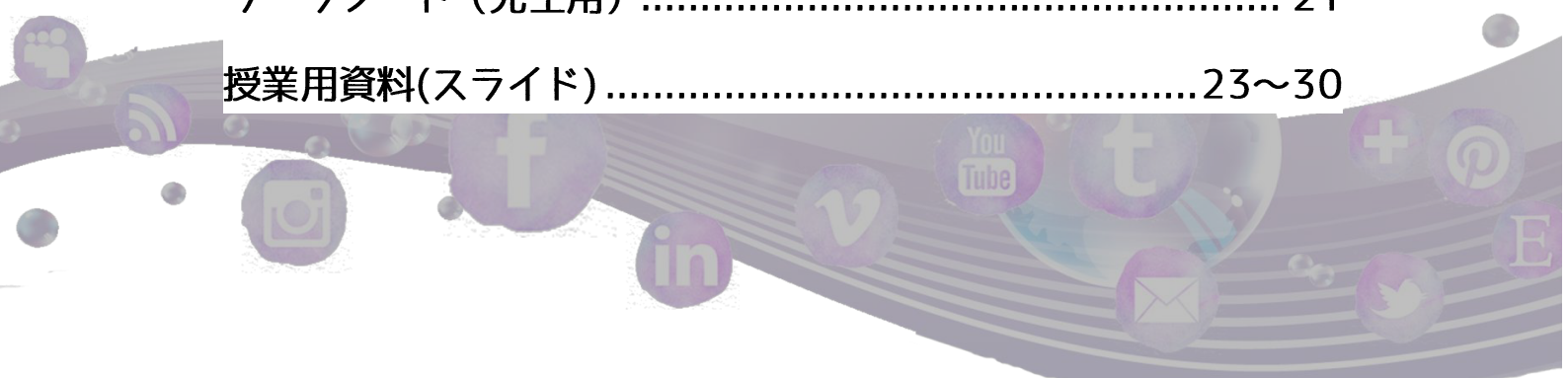


この授業教材パックは、
安心・安全にインターネットを利用できる社会を構築するために
必要なルールは何かを考える授業をする際に使用してください。



目次

パックの使い方	1
内 容.....	2
目 的.....	3
概 要.....	3
授業の位置づけ	4
授業展開例.....	7
解 説（授業シミュレーション）	9
1 導 入.....	9
2 展開1	10
3 展開2	13
4 まとめ.....	16
・（1）肖像権の侵害にあたる場合について.....	16
・（2）SNS に写真などを投稿するときに注意すること....	17
今日のまとめ.....	18
ワークシート（個人用）	19
ワークシート（先生用）	21
授業用資料(スライド)	23～30



パックの使い方



この授業教材パックは、安心・安全にインターネットを利用できる社会を構築するために必要なルールは何かを考える授業をする際に使用してください。

インターネットは、必要な情報を瞬時に取得することができ、また、家に居ながら世界中の人とつながることもできる便利な道具です。反面、使い方を間違えると凶器にも成り得る危険な道具でもあります。こうした環境下において、生徒は便利な生活を手に入れるための道具としてのインターネットの使い方が問われます。

「インターネットは危険」「持たせない・使わせない」というものではなく、インターネットの特性を理解した上でどのように使えばよいかを考える学習が必要です。相手の気持ちを考えるメディアリテラシーについて、具体的な事例に即して学ぶことで、経済的・精神的な損失を被らないように、トラブルに関する知識と対処法を身につけておくことが重要です。

内 容

このパックは、生徒が毎日の生活で利用する SNS にアップする可能性のある2つの写真の事例を通して、肖像権について、パワーポイントの映像（スライド）を用いて学ぶことができるように、指導書とCDがセットされています。2つの事例は、次のとおりです。

- ① 友だち同士で遊園地で撮った写真
- ② 偶然見かけた芸能人を撮った写真

➤ 指導書

指導書の中には、授業展開例と2つの事例をスライドを用いて授業する際の教師用トークや注意点などが記載されています。

➤ CD

CDには2つの事例のスライドと生徒に配布するワークシートが記録されていますので、必要箇所を必要枚数印刷して生徒に配布してください。

なお、発問する際や振り返り学習する際には、必要な場面のスライドを印刷して使用することができます。

➤ 授業展開例

授業展開例では、1時間（45分）で2つの事例を全て扱うようになっています。各事例は、班に分かれてグループ討議します。グループ討議が苦手な場合は、隣同士で話し合う、手を挙げて発表するなど工夫をしてください。

目的

- ①情報化社会に対応するために、情報を正しく活用する力を身につける。
- ②人には誰でも、自分の私生活に関することがらを公開されない権利としてプライバシーの権利が認められていることを知る。

概要

➤ 教科・領域

- ◆ 社会科（公民的分野）
- ◆ 家庭科（技術分野）（家庭分野）
- ◆ 特別活動（学級活動）

➤ 時間数

- ◆ 1時間（45分）

授業の位置づけ

➤ 社会科（公民的分野）

- ◆ 私たちと現代社会
 - ◇ 私たちが生きる現代社会と文化
- ◆ 私たちと政治
 - ◇ 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

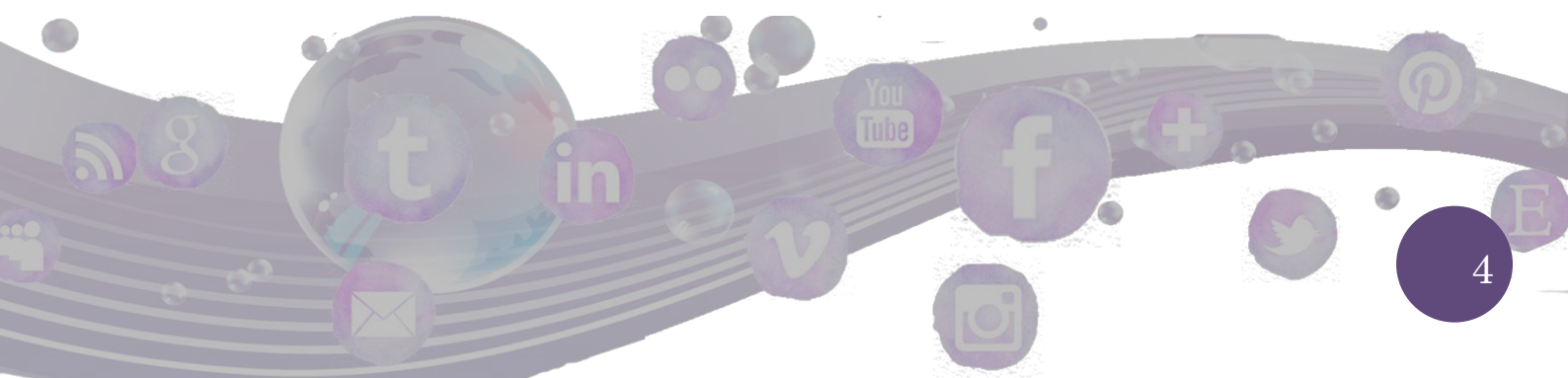
➤ 家庭科

【技術分野 …情報に関する技術】

- ◆ 情報通信ネットワークと情報モラルについて、次の事項を指導する
 - ◇ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること

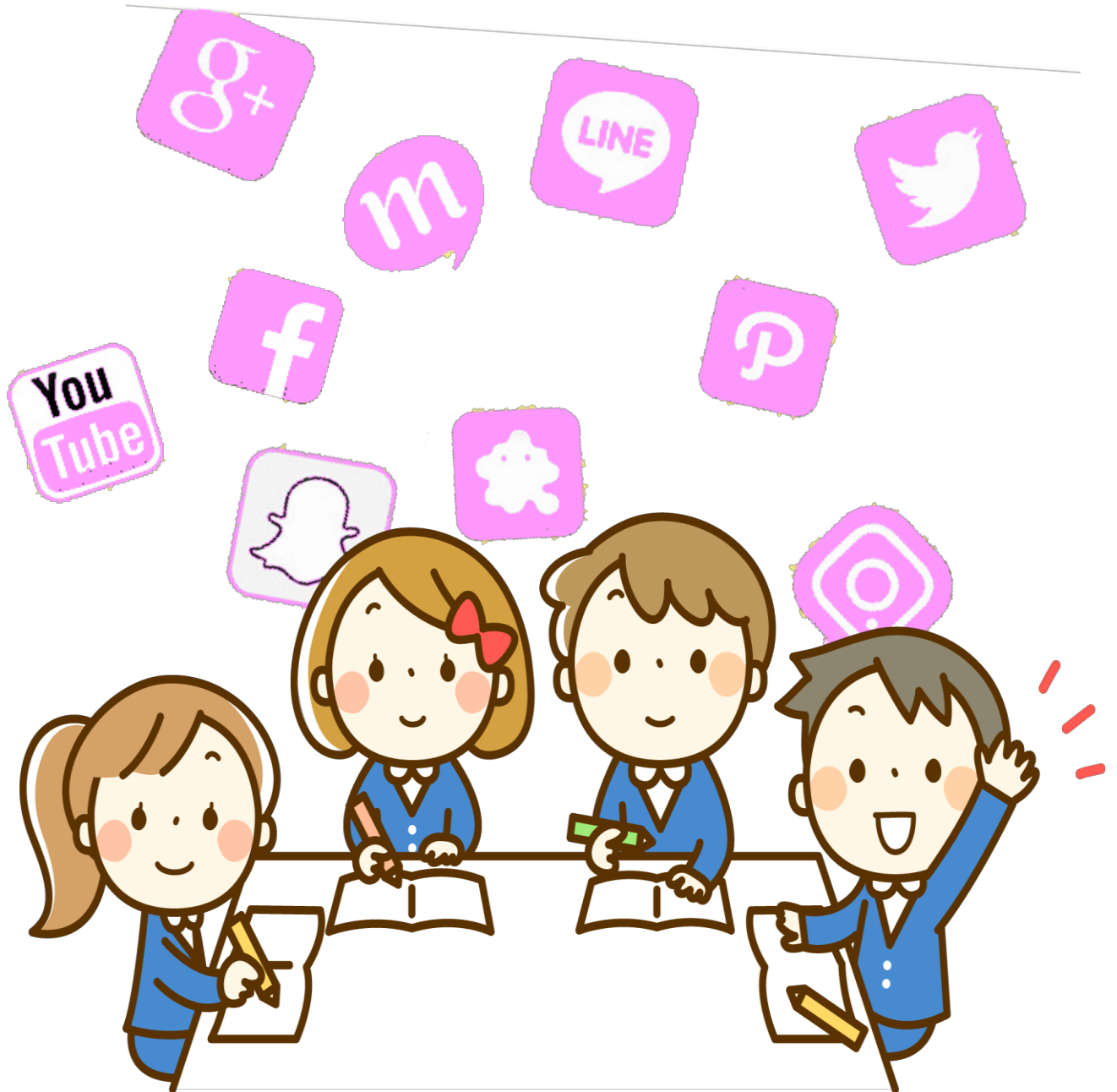
【家庭分野 …身近な消費生活と環境】

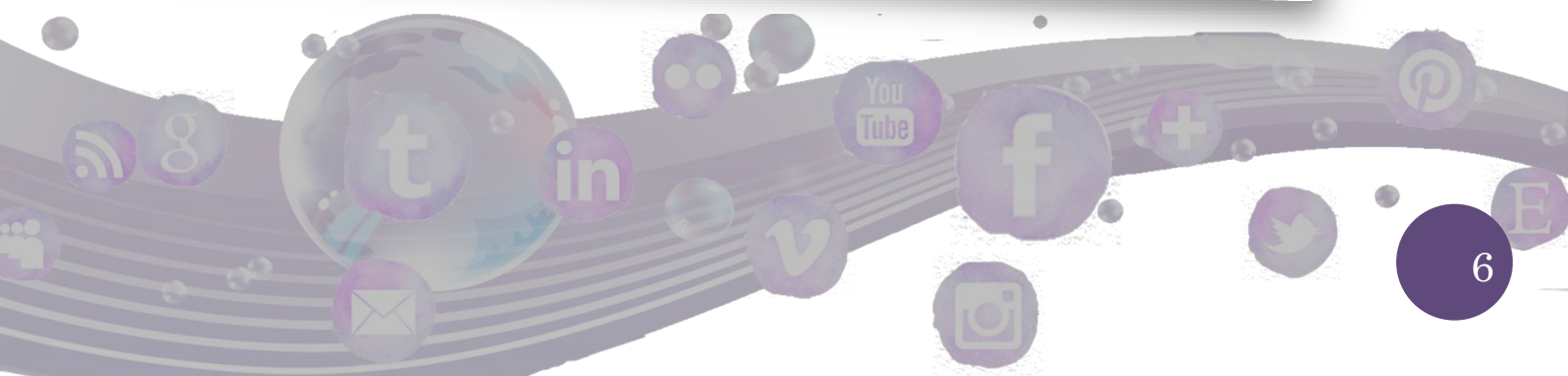
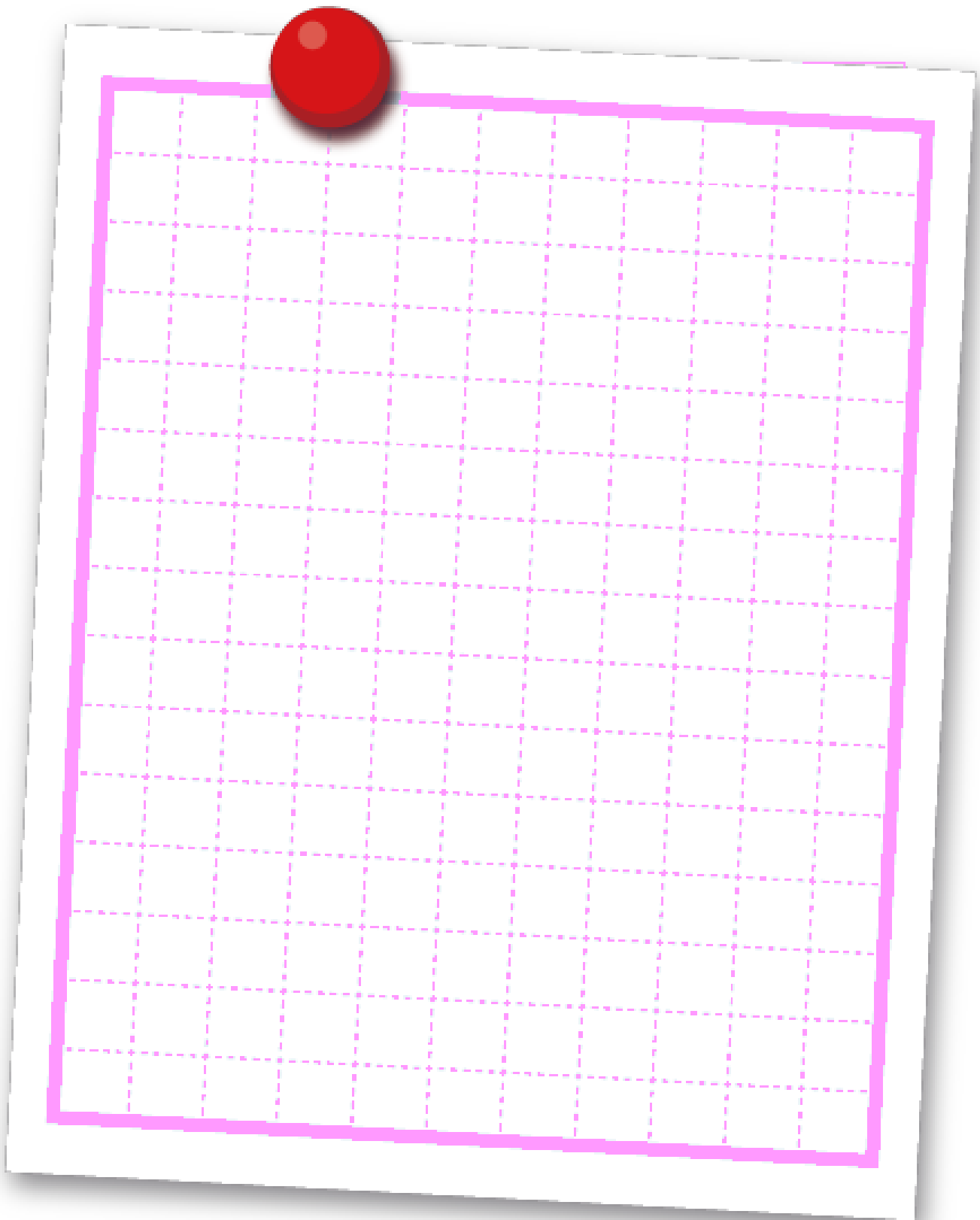
- ◆ 家庭生活と消費について、次の事項を指導する
 - ◇ 自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること



▶ 特別活動（学級活動）

- ◆ 適応と成長及び健康安全
 - ◇ 望ましい人間関係の確立
 - ◇ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成





授業展開例

	時間	【学習活動】【指導上の注意】
導入	5分	<p style="text-align: center;">SNS とは</p> <p>【学習活動】 1. 使っている SNS の種類と使用目的をワークシートに記入する。 ◆ SNS を使っていない場合、その理由を記入する。 ➤ スライド 1～3</p> <p>【指導上の注意】 ◆ SNS の利用について考える導入とする。 ◆ 挙手をさせ、理由を確認する</p>
		<p style="text-align: center;">事例 1</p> <p>【学習活動】 1 遊園地で撮った写真を SNS に掲載することは許されるか考える ①友人と遊園地に行った時の写真を友人の許可を得ないで掲載する ②遊園地の風景写真を掲載する ➤ スライド 4～6 2 個人でワークシート記入し、各班で話し合い、発表する。 ➤ スライド 7 3 解説 ①・・・・・・・・・・スライド 8 ②・・・・・・・・・・スライド 9</p> <p>【指導上の注意】 ◆ 他人の写真を SNS に掲載する場合は、原則として写っている本人の承諾を得なければならないことを確認する。 ◆ 他方、上記の例外となる場合として、風景を撮った写真に他人が小さく写り込んでいる場合は、本人の承諾を得なくても掲載してよい場合があることを示す。</p>
展開 1	18分	

18分

事例 2

【学習活動】

- 1 芸能人の写真を SNS に掲載することは許されるか考える。
 - ①コンサートで来ている芸能人が手を振っている写真を許可を得ないで掲載する
 - ②私的な旅行で来ている芸能人に気づいて撮った写真を許可を得ないで掲載する
 - スライド 10～11
- 2 個人でワークシートに記入し、各班で話し合い、発表する。
 - スライド 12
- 3 解説
 - ①・・・・・・・・・・・・・・・・スライド 13～14
 - ②・・・・・・・・・・・・・・・・スライド 15

【指導上の注意】

- ◆ 芸能人の芸能活動に関連する場面では、芸能人本人の承諾を得なくても掲載してよい場合がある
これは、芸能人の仕事を選択したことが、芸能活動に関連する場面の写真掲載を承諾したとみられることを理解する
- ◆ 他方、芸能人でも芸能活動に関連しない私生活の写真は、本人の承諾を得なければならないことを確認する

3分

肖像権とは何かを確認する

【学習活動】

- ◆ プライバシーの権利について確認
 - スライド 16～17

【指導上の注意】

- ◆ 写真を SNS に掲載する場合、原則として写っている本人の承諾を得なければならないことを確認する
- ◆ また、肖像権はプライバシーの権利と共通する考え方に基づいていることにも触れる。

6分

まとめ

【学習活動】

- ◆ 肖像権の侵害行為について知る
 - スライド 19～20
- ◆ 写真を SNS に掲載する場合に肖像権以外を含め注意すべきことを、各班で話し合い、発表する。
 - スライド 20～21

【指導上の注意】

- ◆ SNS の利用に関して、情報モラルに対する関心を高める。

解説 (授業シミュレーション)



1. 導入

SNSとは。

スライド
1

今日は、友達と撮った写真などをインターネット上にアップすることは問題があるかどうかについて、法律と関係づけて考えます。

SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスのことです。代表的なものには、LINEやTwitterなどがあります。

SNSを使っている人は、使っているSNSの種類と使っている目的をワークシートに書いてください。

SNSを使っていない人は、その理由を書いてください。

皆さんにもSNSは身近なものであると思います。しかし、利用するにあたって気を付けなければならないことがたくさんあります。

では、実際に例を見ていきましょう。

2. 展開 1

次の事例の場合、問に掲げた写真を SNS に掲載して、不特定又は多数の人が見ることができるようにしても良いでしょうか。

スライド
5

まず、最初の事例 (SECT 1) です。

ある中学校に通うももこさんとももたさんは仲のよい友達でした。ある休日 2 人は遊園地に遊びに行きました。その際、景色や食べ物、お互いの様子など様々な写真をたくさん撮りました。

ももたさんと別れた後、ももこさんは今日の出来事を SNS に載せて友達などに見せようと思いました。



考えてみましょう

- ✓ 次の写真を SNS に載せても良いでしょうか。
- ✓ また、その理由を考えてください。
- ✓ まず、それぞれ自分の考えをワークシートに記入してください。
- ✓ その後で、各班で話し合ってください。

スライド
7

CASE 1

ももこさんが、ももたさんと一緒に笑顔で写っている写真を、ももたさんに言わずに載せる。

スライド
6

CASE 2

風景を撮った写真 (通りすがりの見知らぬ人が写り込んでいる) を、写り込んでいる人に言わずに載せる。



解説

CASE 1

ももこさんはももたさんに、SNS に載せても良いという承諾を得ていません。

スライド
8

2人で撮った笑顔の写真であれば、ももたさんも嫌な写真ではないだろうから、ももたさんの承諾を得ていなくてもこの写真をSNSに載せてもかまわないでしょうか。

でも、ももたさんは、ももこさんと仲良くしていることを両親あるいは友達に秘密にしているかもしれません。自分の写真を勝手にSNSに載せられたら嫌ですよ。

誰でも、一定の範囲の人以外に知られたくないなど、いろいろな事情がある可能性があるため、写真を撮られた人が、自分の写真を掲載するかどうか決定する権利を持っていると考えられています。したがって、撮影された人の承諾を得ないで掲載することは原則として許されないと考えられます。

CASE 2

では、CASE 2のように、風景を撮影したときにそこにいる人々が小さく写り込んでしまった場合はどうでしょう。

スライド
9

街中、公園など多くの人がいる所で写真を撮れば、そこにいる人々が写り込むことはよくありますね。もし、写り込んだすべての人の承諾を取らなければならないとすると、そのような場所の写真を撮ることができなくなります。

この場合、風景をメインに撮られたものであり、写り込んだ人々の顔が写っていない場合（すなわち、誰であるかを特定することが困難である場合）は、その人の承諾を得なくても掲載が許されると考えられます。

また、顔が小さく写っていたとしても、撮影された状況が、撮影された人にとって公表されても特に困らないような場合も、掲載が許されると考えられます。（撮影されることは、社会生活の中での「受忍限度内」といえます。）ただし、写真を SNS に掲載したときは、写真を拡大したりインターネット上で転載することも可能であるので、他人の顔が写り込んでいる写真を SNS に掲載する場合、顔にモザイクをかけるなどの配慮をすることが望ましいと思われま

【参考】 「一般的な公共の場所（街頭、公園、通勤電車、駅、空港等）に市民が身を置いている場合、公衆の容姿、姿態を撮影する行為は、それが一般人が通常取っている行動であってその行動自体が撮影されることに心理的負担を覚えない形態でなされるときは、肖像権侵害に当たらない。」（竹田稔『増補改訂版 プライバシー侵害と民事責任』267 頁）

3. 展開 2

次の事例の場合、問に掲げた写真を SNS に掲載して、不特定又は多数の人が見ることができるようにしても良いでしょうか。

スライド
10

2 つめの事例 (SECT 2) です。

まず ももたさんは、アイドルの浦島さんのファンです。ある日、ももたさんは、岡山駅で浦島さんを見かけました。ももたさんは、「あっ、浦島さんだ」と、急いで携帯電話で浦島さんを撮影して、その写真を SNS に載せました。



考えてみましょう

スライド
12

- ✓ 浦島さんが CASE 1 の事情であった場合、
- ✓ CASE 2 の事情であった場合、それぞれについて、
- ✓ 浦島さんの承諾を得ずに、浦島さんを撮影してその写真を SNS に載せても良いでしょうか
- ✓ また、その理由を考えてください。
- ✓ まず、それぞれ自分の考えをワークシートに記入してください。
- ✓ その後で、各班で話し合ってください。

CASE 1

浦島さんは、岡山市でコンサートをするために来ました。岡山駅では、浦島さんに気付いた人が他にもいて、その人たちが声をかけると浦島さんは手を振っていました。ももたさんは、手を振っている浦島さんを撮影して、その写真を SNS に載せました。

スライド
11

CASE 2

浦島さんは、私的な旅行で岡山に来ました。サングラスを付けて目立たないようにしていましたが、ももたさんは浦島さんだと気づいて撮影して、その写真を SNS に載せました。



CASE 1

他人の写真を公表することは、原則として、本人の同意がなければしてはいけません。

ただし、芸能人は、仕事の性質上、芸能人としての活動やそれに関連する事項が人々の関心事となり、その活動などに関する自らの写真がマスメディアに掲載されることは、認めなければならない立場にあると考えられます。

また、芸能人は、人々の人気を獲得して仕事を得やすくするため、その活動を積極的に公表することもよくあります。芸能人という仕事を選んだ人は、それを承知でその仕事を選んだと考えることができます。

この考え方からすると、浦島さんがファンに手を振っているのは芸能人としての活動に関連したことなので、ファンが写真を撮影してSNSに掲載することも、容認されていると考えてよいでしょう。

【参考】 「芸能人等の仕事を選択した者は、芸能人等としての活動やそれに関連する事項が大衆の関心事となり、雑誌、新聞、テレビ等のマスメディアによって批判、論評、紹介等の対象となることや、そのような紹介記事等の一部として自らの写真が掲載されること自体は、容認せざるを得ない立場にある。

(東京地裁平成16年7月14日判決)。

芸能人が、人々の人気を獲得することなどのために、私生活を公開している例はよくあります。しかし、そのような私生活の公開は、その芸能人が承諾して行われているものであり、芸能人の承諾がなくてもその私生活を公表してよいと考えることはできないでしょう。

この考え方からすると、浦島さんが私的な旅行で岡山に来ている様子を撮影してSNSに掲載することは、許されないと考えられます。

【参考】 確かに、芸能人等が、自らの芸能活動の面だけではなく私生活の面も大衆に公開し、それによって大衆の人気を惹起し、継続させている実態が考えられないではない。

しかしながら、そのような私生活の公開は、飽くまで当該芸能人の承諾の下で行われているものであり、自己の人気惹起のためにマスコミを利用した以上、今度は芸能人等の同意がなくてもそのプライバシーを侵害してよいと考えることはできない。

(東京地裁平成16年7月14日判決)

4. まとめ—肖像権の説明、SNS に写真などを投稿するときの注意

スライド
16

(1) 肖像権の侵害にあたる場合について

「SNS に写真を載せるときは、撮影された人に承諾を取りましょう。」と言われてますね。なぜ承諾を取らなければならないのでしょうか。

スライド
17

自分の顔写真を他人に勝手に撮影されて SNS で公開されるのは、嫌だと思いませんか。また、例えば、自分が好きな人と一緒にいることを両親や友達に秘密にしておきたいと思うこともありますね。

スライド
18
19
20
21

人はみな自分の写真をみだりに撮影されたり、公表されない権利をもっています。言い換えると、自分の写真を撮影するかどうかや、それを公表するかどうかは、自分で決定する権利があるということもできます。これを「肖像権」といいます。これは、私生活上の情報をみだりに公開されない権利（プライバシーの権利）と共通する考え方に基づいています。

写真を撮影された人に無断で SNS に投稿する行為は、その権利を侵害する行為であると言えます。実際に、一般の人が撮った芸能人の私生活の写真を集めて出版したことが、その芸能人の権利侵害になり、損害賠償請求が認められた例もあります。

(2) SNS に写真などを投稿するときに注意すること

各班で、SNS に写真などを投稿するときに注意すべきことを話し合ってください。

▶ 考えられる答え

- ◆ 写真の背景に写っている風景から、写真を撮った場所がわかることがあるので、写真を撮った場所がわかることで支障がないか、投稿する前に考える。
- ◆ 写真を撮る際、スマートフォンやデジタルカメラの位置情報の設定をオフにせずに撮影した場合は、写真のデータに撮影場所の緯度・経度の情報が含まれる。他人がこの緯度・経度の情報を読み、撮影場所を特定することができる。

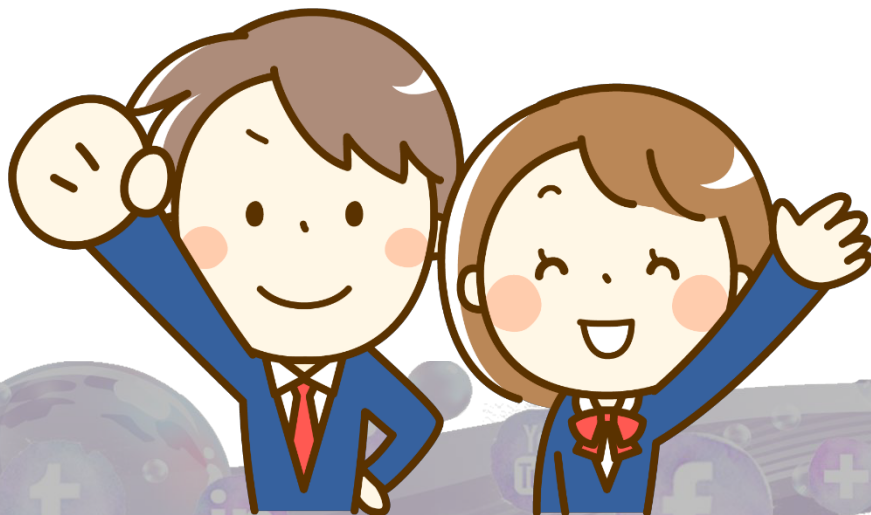
(位置情報の設定をオフにする = GPS (全地球測位システム) 機能を切る。)



今日のまとめ



- (1) 人はみな自分の写真をみだりに撮影されたり、公表されない権利「肖像権」を持っています。写っている人に無断で写真を SNS に投稿すると、肖像権の侵害になります。
 - (2) SNS に写真などを投稿するときは、写っている人の私生活を公開するなど 迷惑をかけないか、注意して使いましょう。正しく使えばとても便利なコミュニケーション手段です。しかし、あなたの投稿が他人の権利侵害になっている可能性もあるので、SNS に投稿する前にもう一度見直すようにしてください。
- ◆ その他、SNS を使っていて困ったときは、ご両親、学校の先生などに相談しましょう。困ったことを一人で抱え込んでいるより、他の人と相談した方がよい解決方法が見つかります。



ワークシート（個人用）

年 組 番 名前

1 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を使っていますか？

1 使っている

種類: _____

目的: _____

2 使っていない

理由: _____

2 次の場合は、SNS に他人の写真を掲載してもいいでしょうか。

事例 1

ももこさんとももたさんは遊園地に遊びに行きました。ももこさんは、ももたさんには言わずに、そのときに撮った写真を SNS に載せてもいいでしょうか。

1-1 ももこさんとももたさんが2人で撮った笑顔の写真（ 良い ・ いけない ）
理由

1-2 風景を撮った写真(通りすがりの人が写り込んでいる)（ 良い ・ いけない ）
理由

事例 2

ももたさんは、岡山駅で見かけたアイドル浦島さんを、浦島さんに言わずに撮影して、その写真を SNS に載せてもいいでしょうか。

2-1 コンサートで岡山に来ていて、ファンに手を振っている浦島さんの写真
(良い ・ いけない)

理由

2-2 私的な旅行で岡山に来ていて、目立たないようにしている浦島さんの写真
(良い ・ いけない)

理由

3 まとめ

1 SNS に写真を載せるときは、なぜ撮影された人の承諾を取らなければならないのでしょうか

- ◆ 撮影された人に _____ があるから。
- ◆ _____ とは、_____

2 SNS に写真などを投稿するときに注意することは..

ワークシート（先生用）

年 組 番 名前

1 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を使っていますか？

1 使っている

種類: _____

目的: _____

2 使っていない

理由: _____

2 次の場合は、SNS に他人の写真を掲載してもいいでしょうか。

事例 1

ももこさんとももたさんは遊園地に遊びに行きました。ももこさんは、ももたさんには言わずに、そのときに撮った写真を SNS に載せてもいいでしょうか。

1-1 ももこさんとももたさんが2人で撮った笑顔の写真（ 良い ・ いけない ）
理由

ももたさんは写真を載せたくないかもしれない。

ももたさんの承諾を得ていないから。

1-2 風景を撮った写真(通りすがりの人が写り込んでいる)（ 良い ・ いけない ）
理由

風景がメインで、写っている人がだれか 特定することが困難な場合は、

承諾がなくでもよいから。

事例 2

ももたさんは、岡山駅で見かけたアイドル浦島さんを、浦島さんに言わずに撮影して、その写真を SNS に載せてもいいでしょうか。

2-1 コンサートで岡山に来ていて、ファンに手を振っている浦島さんの写真
(良い ・ いけない)

理由

芸能人としての活動に関連したことから。

2-2 私的な旅行で岡山に来ていて、目立たないようにしている浦島さんの写真
(良い ・ いけない)

理由

芸能人だとしても私生活を公開されたくない場合もあることが考えられる。

3

まとめ

1 SNS に写真を載せるときは、なぜ撮影された人の承諾を取らなければならないのでしょうか

- ◆ 撮影された人に 肖像権 があるから。
- ◆ 肖像権 とは、私生活上の情報をみだりに公開されない権利

2 SNS に写真などを投稿するときに注意することは..

- ・ 写真の背景に写っている風景から場所を特定される危険がある
- ・ GPS 機能により、位置情報が特定される

授業用資料



▶ スライド 1



友だちと撮った写真を
SNS にアップすることが
よくありますね。

その写真を SNS に

▶ スライド 2



アップしてもいいのでしょうか。

SNS について考えてみましょう。

▶ スライド 3



皆さんは、SNSを使っていますか。使っているSNSは、どういう目的で使っていますか？

これから、SNSを使う時に気をつけたいといけなことを、一緒に考えてみましょう。

▶ スライド 4



SNSに写真を投稿すること、いわゆるアップすることはいいことですか？

▶ スライド 5



ケース1です。

- ◆ ももさんとももさんは、遊園地に遊びに行きました。
- ◆ ももさんは、その時の景色や食べ物、ももさんと一緒に遊んだ様子を写真に撮りました。
- ◆ ももさんは、とても楽しかったので、それらの写真をSNSにアップしようと思いました。

▶ スライド 6

SECT. 1 SNSに他人の写真を投稿することはいいですか？

CASE: 01 遊園地で撮った写真

次の写真をSNSに投稿することをどう思いますか？

- 1 ももこさんとももたさんが笑顔で写っている写真を、ももたさんには言わずに投稿する。
- 2 風景を撮った写真(通りすがりの人が写り込んでいる)を、写り込んでいる人に言わずに投稿する。



これから2つの写真について考えます。

次の写真を SNS に無断でアップすることをどう思いますか？

- ①ももこさんとももたさんが笑顔で写っている写真を、ももたさんには言わずにアップする。
- ②風景を撮った写真をアップする。しかし、その風景には通りすがりの人が写りこんでいましたが、その人に言わずにアップする。

▶ スライド 7

SECT. 1 SNSに他人の写真を投稿することはいいですか？

CASE: 01 遊園地で撮った写真

各班で、
写真を投稿することは
問題があるか？
なぜそう思うのか？
話し合っ
て
みましょう。



①の場合と②の場合について、各班(各自)で

- ◆ 写真をアップすることは、良いかいけないか
- ◆ どうしてそう思うのか話し合ってみましょう。

▶ スライド 8

SECT. 1 SNSに他人の写真を投稿することはいいですか？

CASE: 01 遊園地で撮った写真

解説 ①

- ももこさんは今回、ももたさんに「写真をSNSに載せてもよい」という承諾を取っていません。
- 自分の写真を勝手にSNSに載せられたら嫌ですね。



ももたさんが写っている写真を、ももたさんには言わずに投稿する。

①について解説します。

- ◆ ももこさんは、ももたさんに「写真を SNS に載せてもよい」という承諾を取っていません。
- ◆ 誰でも、自分の写真を勝手に SNS に アップされたら嫌ですよ。

スライド 9

SECT. 1 SNSに他人の写真を投稿することはいいですか？

CASE:01 遊園地で撮った写真

解説②

- 風景をメインに撮られたものであり、写り込んだ人々の顔が写っていない場合（誰であるかを特定することが困難である場合）は、その人の承諾を得なくても掲載が許されると考えられます。
- また、顔が小さく写っていたとしても、撮影された状況が撮影された人にとって公表されても特に困らないような場合も、許されると考えられます。



通りすがりの人が写り込んでいる風景写真をその人に言わずに投稿する。

②について解説します。

- ◆ 写真のメインは風景であり、写り込んだ人々の顔が写っていない場合や、誰であるか特定することが出来ない場合は、承諾を得なくても許されると考えられます。
- ◆ 顔が小さく写っていたとしても、その場の状況によって、アップされても特に困らないような場合は許されると考えられます。

スライド 10

SECT. 1 SNSに他人の写真を投稿することはいいですか？

CASE:02 有名人の写真を無断で投稿

ももたさんは、偶然岡山駅で歌手の浦島さんを見かけ、急いで携帯電話で写真を撮り、SNSに投稿しました。



次に、ケース2について考えてみましょう。

- ◆ ももたさんは、岡山駅前で偶然歌手の浦島さんを見つけました。
- ◆ ももたさんは、急いで携帯電話(スマホ)を取り出し、浦島さんの写真を撮ってSNSにアップしました。

スライド 11

SECT. 1 SNSに他人の写真を投稿することはいいですか？

CASE:02 有名人の写真を無断で投稿

次の写真をSNSに投稿することをどう思いますか？

- 1 浦島さんは、岡山市でコンサートをするために来ました。岡山駅では、浦島さんと気付いた人が声をかけると、手を振って応えていました。ももたさんは、手を振っている浦島さんを撮影して、その写真をSNSに載せました。
- 2 浦島さんは私的な旅行で岡山市に来ました。サングラスをかけて目立たないようにしていましたが、ももたさんは浦島さんと気づいて撮影し、その写真をSNSに載せました。



これから2つの写真について考えます。次の写真をSNSに無断でアップすることをどう思いますか？

- ①浦島さんは、コンサートのために岡山市に来ていました。声をかけているファンに手を振って応えていました。ももたさんは、その様子を写真に撮ってSNSにアップしました。
- ②浦島さんは、私的な旅行で岡山市に来たみたいです。サングラスをかけて目立たないようにしていましたが、ももたさんは浦島さんに気付いて、写真にとってSNSにアップしました。

スライド 12

SECT. 1 SNSに他人の写真を投稿することはいいですか？

CASE:02 有名人の写真を無断で投稿

ももたさんは浦島さんの写真をSNSに投稿してもよいのでしょうか？
考えをワークシートに記入し、各班で話し合ってみましょう。



①の場合と②の場合について、各班(各自)で

- ◆ 写真をアップすることは、良いかいけないか
- ◆ どうしてそう思うのか

話し合ってみましょう。

スライド 13

SECT. 1 SNSに他人の写真を投稿することはいいですか？

CASE:02 有名人の写真を無断で投稿

解説 ① 芸能活動に関する写真

- 他人の写真を公表することは、原則として、本人の同意がなければしてはいけません。
- ただし、芸能人は、仕事の性質上、その活動などに関する自らの写真がマスメディアに掲載されることは、認めなければならない立場にあると考えられます。芸能人という仕事を選んだ人は、それを承知でその仕事を選んだと考えることができます。



浦島さんはコンサートのために岡山に来て、ファンに手を振って応えていた。

①について解説します。

- ◆ この写真は浦島さんの芸能活動に関するものです。
- ◆ まず、他人の写真を公表するときは、原則、本人の承諾が必要です。
- ◆ しかし、芸能人は仕事の性質上、自らの写真がマスメディアに掲載されることは、認めなければならない立場にあります。
- ◆ 芸能人という仕事を選んだということは、それを承知しているということになります。

スライド 14

SECT. 1 SNSに他人の写真を投稿することはいいですか？

CASE:02 有名人の写真を無断で投稿

解説 ① 芸能活動に関する写真

浦島さんがファンに手を振っているということは、芸能人の活動に関連したことなので、その写真をSNSに載せることも許されると考えてよいでしょう。



浦島さんはコンサートのために岡山に来て、ファンに手を振って応えていた。

- ◆ 浦島さんがファンに手を振っているということは、芸能人としての活動に関連したことなので、ファンが写真を撮影してSNSにアップすることは、許されると考えてよいでしょう。

▶ スライド15


SECT. 1 SNSに他人の写真を投稿することはいいですか？

CASE:02
有名人の写真を無断で投稿

解説② 芸能活動に無関係である私生活の写真

●芸能人といえども、承諾がないのに私生活をみだりに公開されてもよいという考え方はできません。

ですから、このときの写真をSNSに載せることは、許されないと考えられます。



Momoko

浦島さんは私的な旅行で岡山に来て、目立たないようにしていた。

- ②について解説します。
- ◆ この写真は 浦島さんの芸能活動に無関係なものです。
 - ◆ 芸能人といえども、承諾なしに私生活を公表してもよいという考え方は正しくありません。写真を公表するときは、原則、本人の承諾が必要です。
 - ◆ この場合は、写真を無断でSNSにアップすることは許されません。

▶ スライド16

SECT. 2

SNSに写真を載せるとき注意すること



SNSに写真をアップするとき、注意することを確認しましょう。

▶ スライド17

SECT. 2 SNSに写真を載せるとき注意すること

SNSに写真を載せるときは、なぜ撮影された人の承諾を取らなければならないのでしょうか？

人はみな自分の写真をみだりに撮影されたり、公表されない権利を持っています。

これを「肖像権」と言います。

肖像権は、私生活上の情報をみだりに公開されない権利(プライバシーの権利)と共通の考え方です。



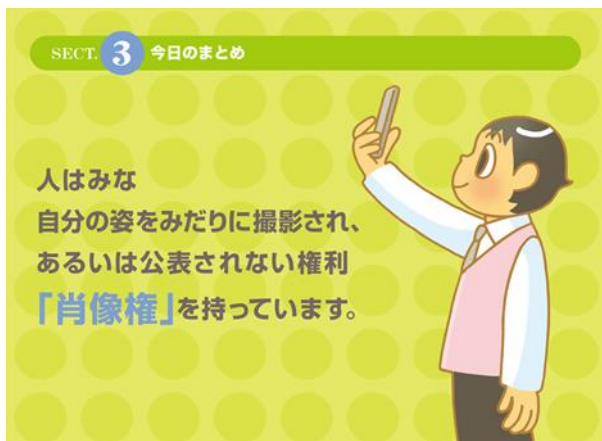
- ◆ SNSに写真を載せるときは、なぜ、撮影された人の承諾が必要なのでしょうか。
- ◆ 人は誰でも自分の写真をみだりに撮影されたり、公表されない権利を持っています。
- ◆ これを「肖像権」と言います。
- ◆ 私生活上の情報をみだりに公開されない権利で、「プライバシーの権利」と共通の考え方です。

▶ スライド 18



今日のまとめです。

▶ スライド 19



人はみな
自分の姿をみだりに撮影され、
あるいは公表されない権利
「肖像権」を持っています。

- ◆ 人はみんな、誰でも自分の姿をみだりに撮影されたり、公表されない権利を持っています。
- ◆ この権利を「肖像権」と言います。

▶ スライド 20



SECT. 3 今日のまとめ

- 1 SNS に他人の写真を無断で載せるのは、**肖像権の侵害**です！
- 2 SNS に写真などを投稿するときは、**写っている人の私生活を公開する**など**迷惑をかけるかどうか**を、考えてみましょう。

各班で、SNSに写真などを投稿するときに注意すべきことを話し合ってください。

- ① SNS に他人の写真を無断で載せることは、肖像権の侵害です。
 - ② SNS に写真などを載せる時は、写っている人の私生活を公表するなど、迷惑をかけるかどうかをよく考えましょう。
- ◆ 各班で SNS に写真をアップするときに注意しないといけないことを話し合ってみましょう。

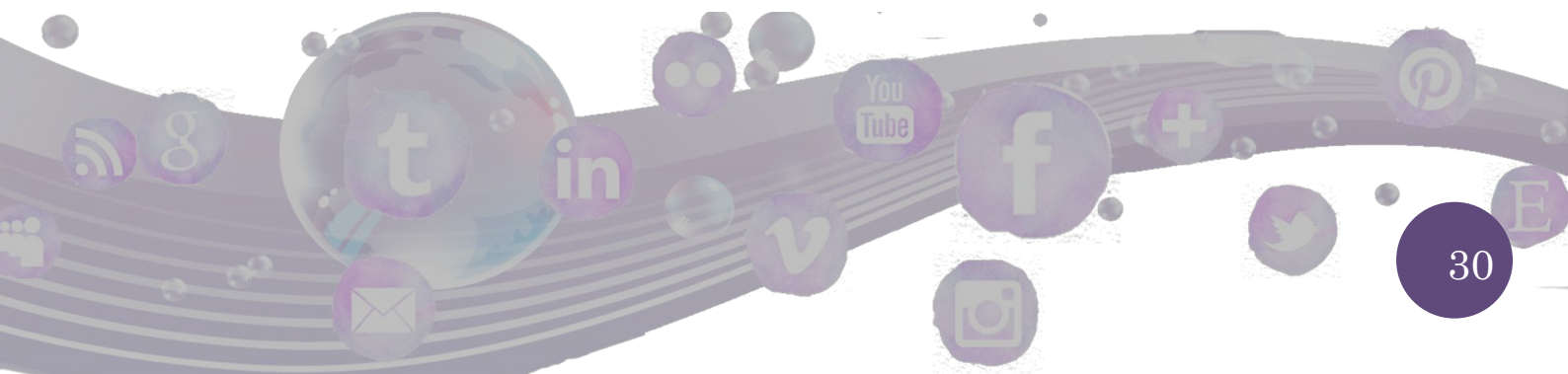
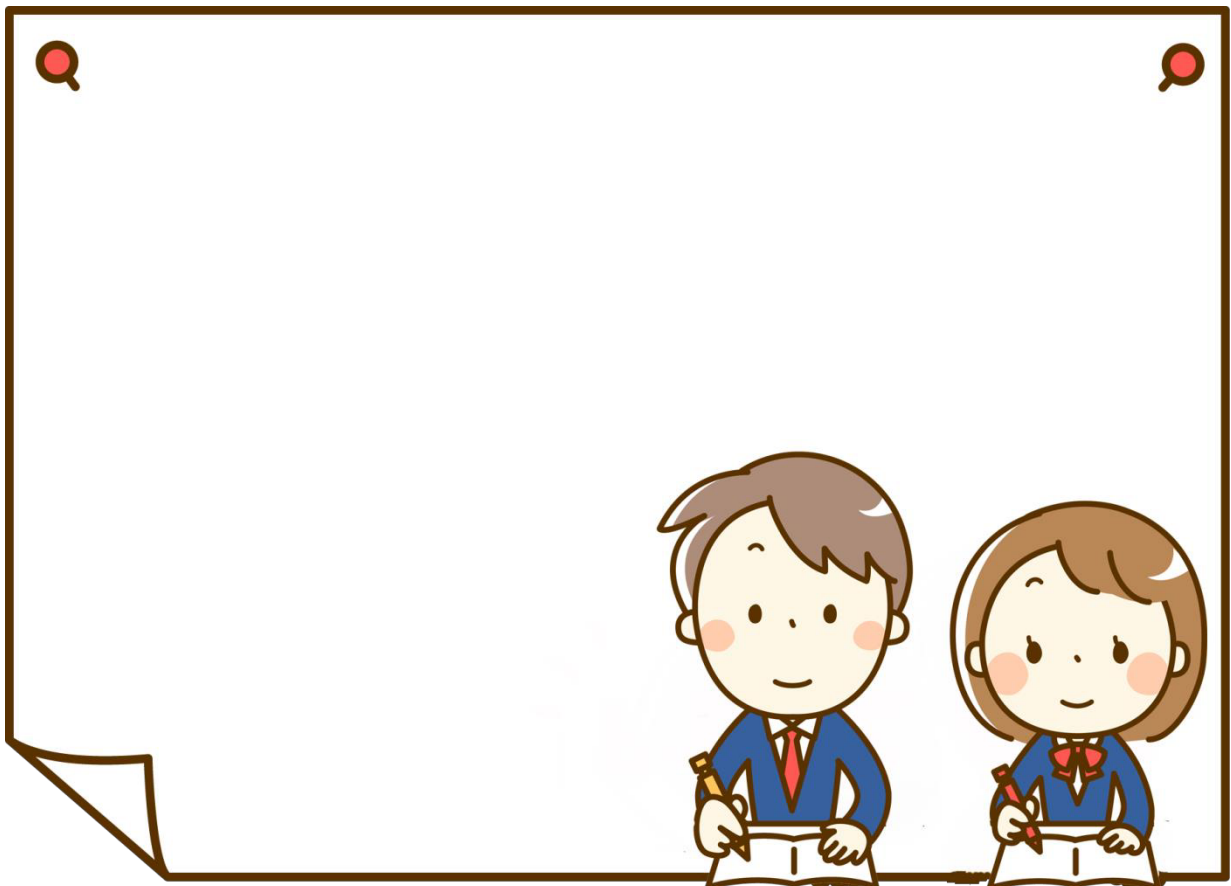
▶ スライド 21

写真をSNSにアップしてもいいですか？

授業に参加
ありがとうございました！



- ◆ 写真を SNS にアップする時は、他人の権利を侵害していないかよく考えましょう。
- ◆ もう一度、SNS との付き合い方を見直してみましょう。



「写真をSNSにアップしてもいいですか？ 授業教材パック」

この教材は、消費者庁の先駆的プログラムとして、岡山県が平成27年度から3年間かけて作成に取り組んだ発達段階別消費者教育教材の一つです。

作成に当たり、消費者教育教材作成研究会委員の方々に御協力いただき、貴重な御意見を頂戴することができましたことを深く感謝します。

また、本教材の作成に当たっては、岡山大学法学部の教員と学生で構成されるワーキンググループにお願いし、原案の作成やモデル授業の実施などで協力をしていただきました。

これらの教材は、「岡山県版消費者教育教材マップ」のとおり体系的に作成しておりますので、様々な場面で御活用ください。

消費者教育教材作成研究会（50音順）

大森 秀臣（岡山大学法学部 教授）

桑原 敏典（岡山大学教育学部 教授）

里 真佐子（H27）青木 博子（H28）岡野 展子（H29）（国公立幼稚園・こども園長会 会長）

中富 公一（岡山大学法学部 教授）

○中村 誠（岡山大学法学部 教授） 制作ワーキンググループ主宰

福地 慶太（H27・H28）藤田 研二（H29）（岡山県金融広報委員会 会長）

前田 芳男（岡山大学地域総合研究センター 副センター長 教授）

森 雅子（ノートルダム清心学園清心中学校・清心女子高等学校 副校長）

（岡山市）岡山市教育委員会指導課 課長

岡山市消費生活センター 所長

（岡山県）岡山県教育庁高校教育課 課長

岡山県教育庁義務教育課 課長

岡山県県民生活部くらし安全安心課 課長

岡山県消費生活センター 所長

岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター

監修

矢吹 香月（岡山県消費者教育コーディネーター）

事業受託団体

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

デザイン・イラスト制作

中山 和美

発行

岡山県

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1

TEL(086)226-1019 FAX(086)227-3715

平成30年3月

岡山県県民生活部くらし安全安心課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL(086)226-7346 FAX(086)225-9151